

広島県告示第三百九十八号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定によって指定した次の海岸保全区域を廃止する。

平成十九年四月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

平成十七年広島県告示第七百四十六号で指定した次の海岸保全区域
海岸名 大屋漁港海岸